

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ガリレイ株式会社			コード	6420
提出日	2025/6/13	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	竹内 博史	社外取締役	○													○		有
2	藤川 隆夫	社外取締役	○							△			△					有
3	吉年 慶一	社外取締役	○										△					有
4	林 絹子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、常勤監査役としての長年の経験と、企業会計に関する豊富な知識を有しており、その幅広い知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っていることから、当社取締役会の透明性の向上に繋がるものと判断したため。 また、同氏は、当社の定める社外取締役の独立性判断基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	藤川隆夫氏は、一部事業所の機械警備で取引のある総合警備保障㈱で、2003年より総務担当の執行役員、2007年より常勤監査役として務めていましたが、2015年6月に退任しております。また、同氏が1973年から勤めていた㈱三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）、及び1999年より法人営業部長を務めていた㈱さくら銀行（現 ㈱三井住友銀行）は当社の主要な取引先（メインバンク）であります。同行を退職して10年以上が経過していることから同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	同氏は、㈱さくら銀行（現 ㈱三井住友銀行）では法人営業部長、総合警備保障㈱では総務担当の執行役員、常勤監査役を務め、経営に関与された経験を有し、その幅広い知識、経験と客観的な視点で経営の監視を遂行するに適任であり、当社取締役会の透明性の向上に繋がるものと判断したため。 また、同氏が2003年まで法人営業部長を務めていた㈱さくら銀行（現 ㈱三井住友銀行）は当社の主要な取引先（メインバンク）ですが、同氏が退職して10年以上経過していることと、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、当社の定める社外取締役の独立性判断基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	吉年慶一氏は、2012年から2016年まで大阪産業大学工学部の非常勤講師をされ、当社の技術開発においてコンサルタント業務を行っていましたが、金額が僅少なことと当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	同氏は、三洋電機株式会社では執行役員として経営を担った経験を有し、その幅広い知識、経験と客観的な視点で経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上に繋がるものと判断したため。 また、同氏は、当社の定める社外取締役の独立性判断基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		同氏は、公認会計士として豊富な経験と財務及び会計に関する高い見識を有しております。こうした同氏の知見は、当社の経営にとって極めて有益であり、成長に繋がるものと判断したため。 また、同氏は、当社の定める社外取締役の独立性判断基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。